

契約番号 2026028551-40

工 事 名 市道祇園藤原西町線(中島地内)舗装補修工事

質問①

本工事につきまして、工事内訳書の共通仮設費率や現場管理費等の備考欄に週休2日補正(月単位)と記載されていますが、施工代価表の各工種には週休2日補正(月単位)が計上されていません。岡山市が発注する土木工事で令和 08 年 08 月 01 日以降の単価適用から週休2日補正(月単位)が廃止されているとなっていますが、この工事につきましては週休2日補正(月単位)は計上して積算するのでしょうか？

回答①

本工事は「令和8年8月4日付け 岡山市週休2日工事(発注者指定型)実施要領の改定について」にある「週休2日の補正係数は廃止」に基づき積算しており「週休2日補正(月単位)」は計上していません。しかしながら、誤って「工事内訳書備考欄」に「週休2日補正(月単位)」と表示しています。このため、本工事は「週休2日補正(月単位)」は行わないで積算してください。

質問②

令和 8 年 8 月 4 日岡山市週休 2 日工事(発注者指定型)実施要領の改定についてお知らせで単価適用日が令和 8 年 8 月 1 日単価は土木工事、土地改良工事の補正係数について廃止するとなっています。現在工事内訳書に週休 2 日補正(月単位)が記載されています。どちらで積算をすればよいかご提示をお願いいたします。

回答②

回答①を参照してください。